

2 文科教第 737 号
令和 2 年 12 月 22 日

各 都 道 府 県 統 計 主 管 課 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 統 計 主 管 課 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課 長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 長
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 長
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課 長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 担 当 課 長 殿
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 本 部 事 務 局 担 当 課 長
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 認 定 こ ど も 園 主 管 課 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課 長

文部科学省総合教育政策局長

浅 田 和 伸

学校コードの設定及び公表について（周知）

社会全体のデジタル化が進む中、国においてもその推進のための取組を進めているところですが、学校に関する情報をデジタル上で扱う際に重要な役割を担う、社会の中で広く使用することができる全ての学校を一意に識別できる番号がこれまで存在していない状況にありました。

また、国の第三期教育振興基本計画において求められている客観的な根拠を重視した教育政策の企画・立案を推進していく上で、従来多くの調査結果等について学校ごとの状況を識別する際に利用できるのが学校名のみであることにより、様々な調査結果等を横断的に連携し分析する上で課題が見られる状況にありました。

これらの課題の解決を図るため、文部科学省では、都道府県を始めとする関係機関等との連携協力の下に、このたび添付の参考資料に則り全国の学校（学

学校教育法第1条に規定する学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)についてそれぞれ唯一の「学校コード」を決定するとともに、学校名等の学校の属性に関する情報と共に、文部科学省のホームページにおいて公表しました。

文部科学省においては、学校基本調査等の基幹統計については統計調査用の情報システムを更新する令和4年度調査から、その他の一般統計や各種の調査等については順次可能なものから学校コードを使用することとし、これによりデジタル化への円滑な対応と教育分野におけるEBPM推進のための環境整備を図ってまいります。

関係各位におかれても、今後、所管の情報システムにおいて学校を特定するための番号等を用いる場合や、学校単位の調査等を実施する際には、学校コードを使用していただくようご検討をお願いします。

については、都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を含む。）に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、各国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

【担当】

文部科学省総合教育政策局

調査企画課 船木、今村

連絡先：03-5253-4111

(内線3526)